

答 申

第1 審査会の結論

宮城県警察本部長の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、情報公開条例（平成14年宮城県条例第60号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成13年6月2日、「宮城県〇〇（〇〇警察署管内）にて起きた〇年〇月〇日『〇〇』の変死の件に関する調査書類」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第11条の規定により、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとして、行政文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成13年6月18日、行政文書の存否を明らかにしない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。
  - イ 存否を明らかにすると個人情報を開示することになる。

「存否自体を明らかにすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがある。また、仮に存在するとした場合であっても、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報（個人情報）に該当し非開示となる。」
  - ロ 存否を明らかにすると公共安全情報を開示することになる。

「存否自体を明らかにすることにより、犯罪捜査の有無等が明らかとなり、以後の犯罪捜査活動に支障が生じるおそれがあると認められる。また、仮に存在するとした場合であっても、条例第8条第1項第4号に規定する非開示情報（公共安全情報）に該当し非開示となる。」
- 3 審査請求人は、平成13年8月14日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である宮城県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

### (1) 本件処分に係る具体的理由について

本件開示請求は、親子関係にある者の死亡に関して警察の調査書類の開示を求めているのみであり、警察は、その存否自体を明らかにすることが、なぜ非開示情報を開示することになるのか具体的な理由を述べていない。これは処分理由の具体的記載を定めた条例第6条第3項に反する。

### (2) 調査書類の存在について

変死とは、自殺、事故死等人が不自然な状態において死亡した場合を言うが、〇〇（以下「本件特定個人」という。）の死が変死であることは顕著な事実であり、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条の規定により、検察官等は必ず検視をしているはずである。したがって、本件において捜査機関の調査書類が存することは公知かつ顕著な事実である。

また、本件特定個人の死亡の状況は公知の事実であり、本件特定個人が変死の疑いがあるものとして検視されたことについては、そのような行政文書の有無を問わず、審査請求人は明らかに了知しており、当該文書の存在が分かっているからこそ、本件開示請求をしたのである。

したがって、本件開示請求に係る行政文書が存在していることは明らかであって、その存否自体を明らかにすることは、非開示情報を開示することにはならない。

### (3) 条例第8条第1項第2号と親子関係にある者からの請求について

実施機関は、本件開示請求に係る文書の存否を答えると、本件特定個人の権利を侵害するおそれがあるから、条例第8条第1項第2号で非開示とされている個人情報を開示することになるとしているが、審査請求人は、本件特定個人と親子関係にあり、本件特定個人の氏名、年齢、性格、住居、家族構成その他の情報について了知しており、非開示情報には該当しない。

また、審査請求人は、その身分関係から、本件特定個人本人と同一視される立場にあり、この意味で全くの他人に情報を開示するのは次元が異なる。

(4) 条例第8条第1項第4号について

実施機関は、本件開示請求に係る文書の存否を答えると捜査活動に支障が生じるおそれがあると認められるので、条例第8条第1項第4号で非開示とされている公共安全情報を開示することになっているとしている。

しかし、現実には本件特定個人の死亡は事故死として処理され、捜査は犯罪の事実なしとして完全に終了しているのであるから、その再開の可能性は皆無であり、このような具体的事実を考えれば、今後の捜査に支障があるとは考えられないので、公共安全情報に該当するとは言えず、開示すべきだ。

また、犯罪行為にかかわった者が証拠隠滅等を図るのは、犯罪行為が公にされることによるのではなく、実際は犯罪行為であったことによるものと考えべきであり、行政文書が公開されても公共の安全と秩序の維持に支障が生じることはない。同様の手口による犯行は、それが公にされないためにかえって誘発されると考えられるから、むしろそれを公開して、同様の手口による犯行を抑制した方がよい。

(5) 公益上の理由による裁量的開示について

本件は、捜査機関が犯罪の嫌疑なしとして処理した変死事案について疑義があり、捜査に当たった公務員としての処理の妥当性を検証しようとする点に主眼があるので、仮に本件特定個人の死亡原因が犯罪によるものだった場合、審査請求人に情報が開示されるべき必要性は極めて高く、公益に合致するものとして、条例第10条に基づき、公益上の理由から開示すべきである。

(6) 部分開示決定による開示について

本件開示請求に係る行政文書について、開示できない部分が含まれている場合は、その部分を非開示にして部分開示すればよいだけのことである。

(7) 本件特定個人の死因に関する疑義について

本件特定個人の死因について実施機関の出した結論には疑義があり、本件開示請求により得られた情報により、真相解明の手掛かりとしたい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総

合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第11条の該当性について

本件開示請求に係る行政文書は、不自然死体を扱った場合に作成されるもので、些細かつ高度の個人情報が集約されている文書であり、事案の関係者にとっては、このような事案があったこと自体について公にされることを強く拒絶する姿勢を示している実態にあり、その存否を明らかにしただけで条例第8条第1項第2号及び第4号に規定する非開示情報を開示する結果となり、本件特定個人及びその家族等の関係者の権利利益が侵害されるおそれがある。

(2) 条例第8条第1項第2号の該当性について

犯罪性の判断に当たっては、個人の心身状況、病歴、借財、財産、家族関係等個人の名誉や信用に関する個人情報の収集は不可欠なものであるが、これらの情報については、事案解明のために提供されており、個人のプライバシーの中でも最も他人に知られたくないものの一つである。そして、その取扱いには格別の慎重さが要求され、条例第8条第1項第2号本文に規定する個人情報として非開示とされるべきである。

また、犯罪性の判断のために警察が保有している情報は、法令の規定により又は慣行として公開され、若しくは公開することが予定されている情報ではないことから、条例第8条第1項第2号ただし書イにも該当しない。

なお、条例は何人にも開示請求権を認めており、開示、非開示等の判断は開示請求者が何人であるかを問わず同一でなければならない。すなわち、血縁関係にある者の死因について苦情相談をした本人であるために知り得た情報をもって開示請求したとしても、他の場合と同様に扱わなければならないことから、本件特定個人の身内という理由をもって開示、非開示等の判断に影響を与えるものではない。

(3) 条例第8条第1項第4号の該当性について

警察では、事件性がないと判断した事案であっても犯罪性の有無を念頭に置き、様々な捜査手法を駆使して情報を収集しながら真実の解明に努めている。仮に本件開示請求に係る行政文書が存在するとした場合、それには警察の捜査手法やその対象、関心事項等が集約されており、その実態が露呈すれば、犯罪行為を企図している者にとって、各種活動を潜在化、巧妙化させるなどの対抗措置や防衛措置を講じられ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

また、事件性がないと認められた死体取扱い事案が、実際には犯罪行為によるものだった場合、公にすることにより、犯罪行為にかかわった者が、証拠隠滅、逃走、関係者の威迫等を図ったり、同様の手口により犯罪を繰り返すなど、公共安全と秩序の維持に支障が生じることとなる。

このように、仮に本件開示請求に係る行政文書が存在するとして、それを開示した場合、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号に規定する公共安全情報として非開示とされるべきである。

(4) 条例第10条の該当性について

変死体に関する事案を警察で取り扱っている文書が存在すれば、その内容は、最も他人に知られたくない個人の名誉や信用に深くかかわる個人情報及び警察の捜査情報が集約されている行政文書であり、公開することによる公益上の必要性は、公開しないことによる保護利益を上回るものではないと判断されるため、条例第10条に規定する公益上の理由による裁量的開示をすることはできない。

(5) 刑事訴訟法第229条との関係について

審査請求人は、意見書において、本件特定個人の死亡に係る事案が変死事案であることから、刑事訴訟法第229条の検事の代行検視に関する規定により書類が存在することは公知の事実であるとしているが、仮に警察で本事案を取り扱ったとしても、非犯罪死体（行政検視）として扱っている場合は、同条は適用されない。

(6) 部分開示決定による開示について

本件は、存否応答拒否処分が妥当と判断しているもので、部分開示は想定していない。また、死体取扱い事案の場合、高度の個人情報と捜査情報が集約されていることから、仮に本件開示請求に係る行政文書が存在したとしても、部分開示も馴染まないものとする。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされる

ようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を促進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 行政文書の存否を明らかにしない決定について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

通常、行政文書の開示請求があったときは、実施機関は当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定又は行政文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をすべきであるが、例えば特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、行政文書が存在するか否かを回答しただけで非開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ、ひいては非開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。条例第11条は、そのような場合、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めたものである。ただし、同条の規定は例外的なものであり、その適用に当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

本件開示請求は、「宮城県〇〇（〇〇警察署管内）にて起きた〇年〇月〇日本件特定個人の変死の件に関する調査書類」に係るものであり、実施機関は、本件特定個人の変死の件に関して調査書類が実施機関において存在するか否かという情報が条例第8条第1項第2号及び第4号の規定に該当するとして条例第11条を適用しているので、以下その該当性を検討する。

## 3 条例第8条第1項第2号の該当性について

### (1) 条例第8条第1項第2号について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は個人を識別することはできないが、公開すること

により、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」に該当する情報が記載されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、さらに条例第3条第1項後段により、実施機関には、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることが義務付けられ、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報があるため、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名、及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

- (2) 「本件特定個人の変死の件に関する調査書類」の存否を答えることにより明らかになる情報の条例第8条第1項第2号の該当性について

本件開示請求において、審査請求人は、個人を特定した上で、当該個人の変死の件に関する調査書類の開示を求めていることから、実施機関が「本件特定個人の変死の件に関する調査書類」と記された開示請求書を受理した場合のとらえ方について検討する。

まず、実施機関から聴取したところによれば、警察で取り扱う死体の区分として、大別して、病死、老衰死等医師が死亡診断書を作成する自然死体とそれ以外の不自然死体があり、後者は死因に応じてさらに次の3つの類型に区分されている。

#### イ 犯罪死体

殺人、他過失等その死亡が犯罪に起因すると明らかに認められる不自然死体。検証又は実況見分により検証調書又は実況見分調書等が作成され、当該調書等は検察庁に事件送致される。

#### ロ 変死体

その死亡が犯罪に起因するかどうか疑いがあると認められる不自然死

体。司法検視（代行検視）により検視調書等が作成され，当該調書等は検察庁に送付される。

#### 八 非犯罪死体

自殺 災害死 病死（医師が24時間以内に診察していない場合の病死），自過失等その死亡が犯罪に起因しないと明らかに認められる不自然死体。行政検視により死体見分調書等が作成され，当該調書等は取扱い警察署において保管される。

実施機関によると，死体発見の届出があった場合，警察においては，一見して非犯罪死体で行政検視相当と考えられる案件であっても，常に犯罪性の有無を念頭において取り扱うこととされており，その意味では，初期的捜査の段階で犯罪死体か非犯罪死体かが明らかでない場合は，広義の変死案件として不自然死体のどの類型に該当するかについて考慮しながら検視が進められる。（なお，この場合，初期的捜査の結果，事件性が認められなかったときは，非犯罪死体として行政検視が実施されることになる。）

以上の点から，実施機関は，本件開示請求における変死の概念を警察で取り扱う死体区分のうち不自然死体ととらえたものと認められる。

人の死という客観的事実を情報公開の場でどのようにとらえればよいかについては議論のあるところであるが，少なくとも，不自然死体のうち犯罪死体及び変死体は，非犯罪死体と比べて相対的に秘匿性が高い情報であるものと認められる。そして，仮に，非犯罪死体のときは存否を応答し犯罪死体又は変死体のときは存否を応答しないといった取扱いをすると，存否を応答しない場合は，当該個人の遺体が犯罪死体又は変死体として警察に取り扱われたことが明らかになってしまう。

本件開示請求は個人を特定した上でなされており，本件特定個人の遺体が警察により犯罪死体又は変死体として取り扱われたか否かに関する情報は，個人に関する情報であって，特定の個人が識別されるものであり，法令の規定により，又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報には当たらないことから，条例第8条第1項第2号本文に該当し，同号ただし書イには該当しない。

また，本件特定個人が公務員でないことから，条例第8条第1項第2号



ただし書口に規定する公務員の職務遂行情報に当たらないことは論を俟たない。

したがって、個人を特定した上で行った本件開示請求については、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、当該個人が実施機関において変死として取り扱われた事実の有無を答えることと同様の結果が生じ、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるため、他の条項の該当性について判断するまでもなく、条例第11条の規定により本件開示請求を拒否したことは妥当であると認められる。

#### 4 本件特定個人と親子関係にある者からの開示請求について

審査請求人は、本件特定個人と審査請求人が親子関係にあることから、本件特定個人が変死した事実、その氏名、年齢、性格、住居、家族構成等本件特定個人に係る個人情報をあらかじめ了知しているため、全くの他人が開示請求している場合とは異なり、実質的に非開示情報とする意味はない旨を主張しているため、この点について検討する。

条例は、広く何人に対しても請求目的を問わず開示請求権を認めており、他方、行政文書に記録されている個人情報については、条例第8条第1項第2号ただし書の除外条項に該当するもの以外は開示しないことを定めている。したがって、たとえ本人の自己情報に関する開示請求であっても、それについて何ら例外規定を設けていないことから明らかなように、行政文書を開示するか否か等の判断に当たっては、当該情報が開示請求者本人又は当該請求者の家族に関するものであるか否かにかかわらず、客観的な基準をもって判断すべきものであり、開示請求者が誰であるかにより開示決定等の判断に影響を与えるものではない。

#### 5 部分開示について

本件においては、上記検討のとおり、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えただけで非開示情報を開示するのと同様の結果となるものと認められることから、部分開示を問題とする余地はないものと考えられる。

#### 6 公益上の理由による裁量的開示について

審査請求人は、警察が犯罪の嫌疑なしとして処理した変死事件について疑義があり、捜査に当たった公務員としての処理の妥当性を検証しようとする点に開示請求の主眼があることから、仮に本件特定個人の変死が犯罪に基づ

くものであった場合、条例第10条に基づき、公益上の理由から開示すべきである旨を主張している。

条例第10条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても」、現に発生している、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命等を保護する必要性がある場合で、当該情報を公開することについて「公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と規定しており、条例第8条により非開示とされる情報であっても、開示することの利益が非開示とされることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることから、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

また、この場合の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断することになるが、当該非開示情報が個人に関する情報である場合は、条例第3条第1項後段の趣旨に照らし、個人に関する情報については十分に保護されるよう最大限の配慮がなされることが必要である。

これを本件について見ると、審査請求人は公益上の理由として捜査活動における真相解明等を挙げているものと思われるところ、「本件特定個人の変死の件に関する調査書類が実施機関において存在するか否か」は個人に関する情報であり、これを何人にも公開することにより、個人情報として保護されるべき権利利益が侵害されてまでも優越すべき公益上の理由があるとは言えないことから、条例第10条を根拠に実施機関において公益上の理由による裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

## 7 結論

以上のとおり、「本件特定個人の変死の件に関する調査書類が実施機関において存在するか否か」という情報は、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当せず、非開示情報に該当する。

したがって、その他の条項の該当性について判断するまでもなく、実施機関が、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで非開示情報を開示することになるとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
13 . 9 . 21	○ 諮問を受けた。(諮問第100号)
13 . 10 . 25	○ 審査請求人から意見書を受理した。
14 . 6 . 3 (第165回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 6 . 25 (第166回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 7 . 8 (第167回審査会)	○ 審査請求人から意見等を聴取した。
14 . 7 . 22 (第168回審査会)	○ 実施機関から非開示理由等を聴取した。
14 . 9 . 11 (第170回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 9 . 26 (第171回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 11 . 11 (第172回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 11 . 29 (第173回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 12 . 16 (第174回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 1 . 7 (第175回審査会)	○ 事案の審議を行った。

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏名	現職	備考
犬飼 健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本 勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐々木健次	弁護士	
本図 愛実	宮城教育大学教育学部助教授	

（平成15年1月30日現在）